

平成23年度介護支援専門員専門研修 専門研修課程Ⅰ・Ⅱ 及び介護支援専門員更新研修（実務経験者）開催要綱

1. 目的

（専門研修）

一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識、技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、介護支援専門員の資質の向上を図ることを目的とする。

（更新研修）

介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講を課すことにより、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員として必要な知識及び技術の向上を図り、能力の保持を図ることを目的とする。

2. 主催

公益財団法人秋田県長寿社会振興財団（LL財団）

3. 対象者

（専門研修）

専門研修課程Ⅰ 原則として、介護支援専門員としての実務に従事している者であって、就業後6ヶ月以上の者とする。

専門研修課程Ⅱ 原則として、介護支援専門員としての実務に従事している者であって、就業後3年以上の者とする。

（更新研修）

①研修対象者は、介護支援専門員証の交付を受けてから、その有効期間が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事した者又は従事していた経験を有する者（以下「実務経験者」という）で、介護支援専門員証の有効期間がおおむね1年以内に満了する者。

なお、介護支援専門員としての経験の多寡は問いません。（「実務経験」については、別紙参照）

②専門研修課程Ⅰ及びⅡと同様の内容で構成され、必修課目と選択課目を合わせ、計53時間実施されます。

③平成18年度以降の介護支援専門員研修専門研修課程Ⅰ・Ⅱを受講し修了されている方は、別途更新研修を受講する必要はありません。（開催要綱8.（4）へ）

④有効期間が満了後、介護支援専門員として業務に就くことになった場合には、再研修（平成23年7月に実施予定）を受講することで、新たに介護支援専門員証の交付を受けることができ、実務に従事することができます。

4. 研修期日・会場

専門研修課程Ⅰ（更新研修前期）				
	期 日		会 場	定 員
1組目	平成23年 6月 1日（水）～ 6月 3日（金） 6月 16日（木）～ 6月 18日（土）		中央シルバーエリア	140名
2組目	平成23年 7月 11日（月）～ 7月 13日（水） 8月 5日（金）～ 8月 7日（日）		中央シルバーエリア	140名

* 受講希望者が多数の場合は、会場の変更等あります。受講決定通知書をご確認ください。

* 変更があった場合には、LL財団ホームページでも掲載いたします。

専門研修課程Ⅱ（更新研修後期）				
	期 日		会 場	定 員
1組目	平成23年 6月 7日（火）～ 6月 9日（木）		中央シルバーエリア	140名
2組目	平成23年 8月 19日（金）～ 8月 21日（日）		中央シルバーエリア	140名

* 受講希望者が多数の場合は、会場の変更等あります。受講決定通知書をご確認ください。

* 変更があった場合には、LL財団ホームページでも掲載いたします。

5. 研修日程・内容

①専門研修課程 I と更新研修前期は同様の内容となります。

(1組目・2組目共通)

9:00	9:45	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	17:00
第1日目	受付	開 会	介護保険制度論	ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の倫理	昼食・休憩	ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の倫理	ケアマネジメントのプロセスとその基本的考え方
9:00	9:30	11:30			12:30	17:00	
第2日目	対人個別援助技術(ソーシャルケースワーク)講義			昼食・休憩	対人個別援助技術(ソーシャルケースワーク)演習		
9:00	9:30	12:00			13:00	16:00	
第3日目	対人個別援助技術(ソーシャルケースワーク)演習			昼食・休憩	選択科目① サービスの活用と連携 「訪問介護・訪問入浴」		
9:00	9:30	12:30			13:30	16:30	
第4日目	選択科目② サービスの活用と連携 「介護保険施設・認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護」			昼食・休憩	選択科目③ サービスの活用と連携 「訪問看護・訪問リハビリテーション」		
9:00	9:30	12:30			13:30	16:30	
第5日目	選択科目④ サービスの活用と連携 「通所介護・通所リハビリテーション」			昼食・休憩	必修科目 保健医療の基礎理解 「社会資源活用」		
9:00	9:30	11:30			12:30	16:30	
第6日目	必修科目 保健医療福祉の基礎理解 「人権の尊重及び権利擁護」			昼食・休憩	必修科目 保健医療福祉の基礎理解 「高齢者の疾病と対処及び主治医との連携」		

(1組目・2組目共通)

	研修内容	時間	研修事項
1 日 目	介護保険制度論	1 H	介護保険制度に対する理解・認識を深める。
	ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の倫理	2 H	実際の業務に照らして確認することにより重要な倫理を会得する。
	ケアマネジメントのプロセスとその基本的考え方	3 H	ケアマネジメントの各プロセスの担う役割、目的を再認識するとともに重要性を理解する。また、各自の実践を省みることにより問題点・改善点を認識して改善方を導き出す。
2 日 目	対人個別援助技術 ソーシャルケースワーク（講義）	2 H	対人援助における面接・コミュニケーション技法のレベルアップを図る。
	対人個別援助技術 ソーシャルケースワーク（演習）	4.5 H	対人援助における面接・コミュニケーション技法のレベルアップを図る。
3 日 目	対人個別援助技術 ソーシャルケースワーク（演習）	2.5 H	対人援助における面接・コミュニケーション技法のレベルアップを図る。
	選択科目① サービスの活用と連携 「訪問介護・訪問入浴」	3 H	自立支援を目的とする予防給付及び介護給付サービスにおける内容を再認識し、特色や実態を把握する。
4 日 目	選択科目② サービスの活用と連携 「介護保険施設・認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護」	3 H	サービス内容を再確認するとともに、自立支援に即した適正なサービスの活用方法と連携の方法を学ぶ。
	選択科目③ サービスの活用と連携 「訪問看護・訪問リハビリテーション」	3 H	自立支援を目的とする予防給付及び介護給付サービスにおける内容を再認識し、特色や実態を把握する。
5 日 目	選択科目④ サービスの活用と連携 「通所介護・通所リハビリテーション」	3 H	サービス内容を再確認するとともに、自立支援に即した適正なサービスの活用方法と連携の方法を学ぶ。
	必修科目 保健医療福祉の基礎理解 「社会資源活用」	3 H	要介護高齢者が活用しうる社会資源や、関係機関等との連携方法を学ぶ。
6 日 目	必修科目 保健医療福祉の基礎理解 「人格の尊重及び権利擁護」	2 H	権利擁護を担う介護支援専門員の基本姿勢を確認するとともに、高齢者の権利擁護策について認識を深める。
	必修科目 保健医療福祉の基礎理解 「高齢者の疾病と対処及び主治医との連携」	4 H	認知症高齢者や精神疾患を持つ人への対処方法を学ぶ。要介護高齢者の疾病の特徴とその対処法（治療・介護）、医療関係者との連携方法を学ぶ。

* 選択科目①～④（これらの中から3つ以上選択する）

* 必修科目（すべて受講しなければならない）

* 現任の専門研修課程Ⅰと更新研修前期は一緒に受講することとなります。

②専門研修課程Ⅱと更新研修後期は同様の内容となります。

(1組目・2組目共通)

8:45	9:15	9:30	12:30	13:15	15:15	18:15
1日目	受付	開会	介護支援専門員の課題①	昼食・休憩	介護支援専門員の課題②	サービス担当者会議演習

9:00	9:30	12:00	13:00	17:00
2日目	「居宅介護支援」事例研究 「施設介護支援」事例研究	昼食・休憩	「居宅介護支援」事例研究 「施設介護支援」事例研究	

9:00	9:30	12:00	13:00	17:00
3日目	「居宅介護支援」演習 「施設介護支援」演習	昼食・休憩	「居宅介護支援」演習 「施設介護支援」演習	

(1組目・2組目共通)

	研修内容	時間	研修事項
1日目	介護支援専門員の課題①	3 H	介護サービスとケアマネジメントの課題を踏まえ、介護支援専門員の基本姿勢を再確認する。
	介護支援専門員の課題②	2 H	ケアマネジメントに対する理解・認識を深める。
	サービス担当者会議演習	3 H	サービス担当者会議の運営方法、職種間の連携方法に習熟する。
2日目	「居宅介護支援」事例研究	6 H	自立支援、利用者本位の観点に基づく居宅サービス計画作成の視点・方法を学ぶ。
	「施設介護支援」事例研究	6 H	自立支援、利用者本位の観点に基づく居宅サービス計画作成の視点・方法を学ぶ。
3日目	「居宅介護支援」演習	6 H	作成した居宅サービス計画を持ち寄り、相互に意見交換しながら、支援困難事例を含む多様なケースを課題分析し居宅サービス計画の作成に習熟する。モニタリング、再アセスメント、居宅サービス計画変更の課程を学ぶ。サービス担当者会議におけるサービス事業者などとの連携方法を学ぶ。
	「施設介護支援」演習	6 H	作成した施設サービス計画を持ち寄り、相互に意見交換しながら、生活の質の向上及び継続性、在宅復帰の可能性等の施設特有の課題分析と施設サービス計画の作成に習熟する。モニタリング、再アセスメント、施設サービス計画変更の過程を学ぶ。施設における職種間の連携方法、施設外の資源の活用と連携方法を学ぶ。グループ事例検討の方法を学ぶ。

「居宅介護支援」演習・「施設介護支援」演習で、使用します事例につきましては、受講決定通知書送付時に提供内容の詳細・様式等についてお知らせいたします。

6. 受講料及び納入方法

- (1) 受講料
- | | |
|-----------------|---------|
| 専門研修課程Ⅰ | 8,000円 |
| 専門研修課程Ⅱ | 8,000円 |
| 更新研修(前期・後期合わせて) | 16,000円 |

(2) 納付方法

受講決定通知書(申込受付後に発送)がお手元に届きましたら、同封されている振込用紙で指定銀行にて受講決定通知書に記載されている期日まで納付してください。その時に発生する金融機関への振込み手数料は、別途本人負担となります。

* 納付が期日まで間に合わない場合は事務局までご連絡ください。

- (3) 一度お振込みいただいた受講料は返金できませんのでご了承ください。
(4) 振込み受領証は、本人の控えになります。当財団からは領収書は発行しませんので、大切に保管してください。(研修日の違いにより、振込みの期日指定日が異なりますのでご注意ください)

7. 受講申し込み

- (1) 別紙受講申込書に必要事項をご記入のうえ、**5月13日(金)**までに、郵送もしくはご持参により申し込んでください。(受講決定通知書を送付いたしますので、**期限厳守**をお願いいたします。)
(2) 専門研修課程Ⅰ及びⅡの受講申し込みの際には、別紙受講申込書と合わせて、**実務経験証明書**を現在勤務されている事業所に記入していただき提出してください。別添1(10ページ)なお、**一部でも自書の箇所があると証明書としては無効**となりますので、氏名を含めて全ての項目を所属長等証明権限の有する方に記入していただくください。
(3) 更新研修申込みの場合の実務従事状況につきましては、自己申請となります。
(4) 1組目・2組目の希望に添えない場合もありますので予めご了承ください。(受講日の変更をお願いする場合には、事務局より、5月17日(火)までにご連絡を差し上げますので、ご連絡のない場合は、希望通りに受講できますので、ご承知おきください)
(5) なお、受講につきましては、「受講決定通知書」と「振込用紙」を、お送りいたしますので、「受講決定通知書」は、受講時にご持参ください。
(6) 平成18年度以降の専門研修課程Ⅰ・専門研修Ⅱもしくは、更新研修(前期・後期)、の全課程を修了しなければ介護支援専門員証の交付申請をすることができませんので、ご注意ください。

8. その他

- (1) 専門研修課程Ⅰ・Ⅱ、更新研修(前期・後期)を修了された方には、それぞれ修了証明書を発行いたします。
(2) 研修日に遅刻、早退又は欠席をした場合は、修了できませんので、十分注意してください。
(3) 平成18年度以降の専門研修課程Ⅰ・専門研修課程Ⅱ、もしくは更新研修(前期・後期)の全課程を修了された方は、介護支援専門員証の有効期間更新申請は秋田県健康福祉部長寿社会課 介護保険班となります。秋田県庁のホームページ(美の国あきたネット)に掲載されております各種申請書の中にあります様式第8号に必要事項を記載し申請してください。(研修とは別途更新手数料3,300円がかかります。)
(4) 日程・内容・会場等については要綱と一部変更する場合がありますがご了承ください。なお、受講決定通知の際に詳細について改めてお知らせいたします。
(5) 昼食は各自準備してください。(エリア内でのレストランでもお弁当の注文を当日受付けております)
(6) 申し込みいただいて当日欠席された方には、資料をお送りします。
(7) 駐車場については、駐車台数が限られる場合もありますので、あらかじめご了承ください。
(8) 研修時間中は、電話等による呼び出しには応じられません。
(9) 中央シルバーエリアの開館時間は、8時30分からとなります
(10) 申込み先・連絡先

〒010-1412

秋田県秋田市御所野下堤5丁目1-1(中央シルバーエリア内)

公益財団法人 秋田県長寿社会振興財団(LL財団)

TEL 018-829-3666

FAX 018-829-2770

メール LL@akita-longlife.com

介護支援専門員の「実務経験」とは

介護支援専門員の実務経験とは、次の事業所又は施設において、介護支援専門員として介護計画の作成等に従事していたことをいいます。実務研修の多寡については、介護計画の作成を下記の対象の事業所において、1回でも行ったことがあれば、実務経験として認められます。

また、居宅介護支援事業所の管理者も、実務経験として認められますが、単に要介護認定のための認定調査や利用者・サービス提供事業者との連絡調整業務のみに従事しているような場合は、実務経験とは認められません。

ただし、有効期間満了日後も実務に就く予定のない等で更新を希望されない方は、更新研修を受講する必要はありません。なお、有効期間満了日までに更新研修を修了されていない場合でも、再研修を受講することで、介護支援専門員証の交付を受けることができ、実務に就くことができます。

対象事業所	
1	居宅介護支援事業所
2	特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者
3	小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス事業者
4	介護保険施設
5	介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者
6	介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者
7	介護予防支援事業者
8	地域包括支援センター

介護支援専門員の更新研修についてのQ & A	
Q 1	介護支援専門員の更新を行わないと介護支援専門員として仕事はできなくなるのですか。また、資格はどうなりますか？
A 1	今回の改正により、介護支援専門員として仕事をするには、『介護支援専門員証』の交付を受けたものとされ、介護支援専門員証は、有効期間が5年間であり、更新が必要となりました。ただし、一度取得した介護支援専門員の資格は、消除されない限り、なくなることはありません。消除とは、介護支援専門員の資格の取り消しのことで、不正や著しく不当な行為、禁錮以上の刑罰（介護保険法等の違反は罰金刑）に処せられたことなどが消除の事由となります。
Q 2	居宅介護支援事業所の管理者で、管理業務だけを行っていますが、介護支援専門員の実務になりますか？
A 2	居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員でなければならず、管理者の業務は、介護支援専門員の実務に該当します。（サービス計画を作成していない場合でも、介護支援専門員の業務に従事しているものとみなす）
Q 3	居宅介護支援事業所の管理者は、管理者の業務専任であっても、介護支援専門員証の有効期間を更新しなければいけませんか？
A 3	居宅介護支援事業所の管理者の業務は、介護支援専門員の実務に当たるため、介護支援専門員の実務に就くには、介護支援専門員証の有効期間が切れていないことが必要ですので、必ず、有効期間を更新しなければいけません。（管理者であれば、ケアプランを作成していない場合でも介護支援専門員としての業務に従事しているものとみなします）
Q 4	居宅介護支援事業所の管理者は、専門研修の受講資格はありますか？
A 4	専門研修は、現任の介護支援専門員の実務についている方（現任者）が対象です。居宅介護支援事業所の管理者の業務は、介護支援専門員の実務に当たりますので、専門研修の受講資格があります。
Q 5	実務経験が3年以上あるが、研修日数を考えると、実務経験有の更新研修より少ない実務経験未経験者の研修を受けたいがよいのでしょうか？
A 5	実務3年以上あって熟練しているのであれば、実務未経験者と一緒に研修を受けるよりは、実務経験有の研修を受講していただきたい。

介護支援専門員の更新研修についてのQ & A	
Q 6	主任介護支援専門員研修を受講するために、専門研修課程Ⅰ・Ⅱを受講しましたが、更新研修を受けなければいけませんか？
A 6	更新研修（就業者が初めて更新する場合の更新研修）と専門研修Ⅰ及びⅡは、同一カリキュラムなので、更新研修を受講したとみなされます。 ただし、地域包括支援センターに配属のために、主任介護支援専門員研修を受講したが、専門研修課程Ⅱを実務経験不足のために受講されていない方については、専門研修課程Ⅱに相当する研修を受講しなければいけません。
Q 7	更新研修を受講しないとどうなりますか？
A 7	介護支援専門員として更新ができませんので、有効期間が過ぎると失効して介護支援専門員としての業務ができなくなります。ただし、登録は継続されておりますので、再研修を受講し介護支援専門員証の交付を受けることにより、実務に就くことができます。
Q 8	B県に登録されていますが、現在は秋田県で介護支援専門員としての業務は行っていませんが、今後、秋田県で介護支援専門員として働く予定ですが、どのような届出をどこにしたら良いのでしょうか？
A 8	介護支援専門員証はそのままどこでも通用しますが、住所や氏名等の変更が生じる場合は、所定の手続きをB県（登録されている都道府県）にさせていただく必要があります。また、秋田県に登録の移転することもできます（登録移転を希望される場合は、秋田県長寿社会課にお問い合わせください）
Q 9	秋田県在住で、介護支援専門員証の登録はB県です。現在は介護支援専門員としての実務は行っていません。更新研修等の通知はB県から来るのですが、更新研修はB県で受講しなければなりませんか？
A 9	当該研修の研修受講地は、原則として介護支援専門員の登録を行っている都道府県となっております。ただし、登録を行っている都道府県と当該年度現在の勤務地の都道府県が異なっている場合、やむを得ない事情が認められるときは、受講者が希望する研修受講地の都道府県と登録されている都道府県と連携の上、その便宜を図るものとされております。なお、この取扱は一つの研修を異なる都道府県で分割して行い得るものではない。とされておりますので、秋田県で受講可能です。
Q10	平成18年度以降の専門研修課程Ⅰは受講を修了しているが、実務経験がまだ3年経っていませんが、専門研修課程Ⅱに該当する研修を受講できますか？
A10	更新に関わる場合は、実務経験の多寡は問いませんので受講できます。
Q11	登録事項や、専門員証の記載事項に変更が生じた場合（氏名・住所の変更）、どうすればいいですか。
A11	登録事項に変更があった場合には、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届出るとともに専門員証の書換交付申請をしなければいけません。
Q12	専門研修課程Ⅰは、受講済だが、年数が3年以上ではない場合は、専門研修課程Ⅱは受けなくても更新できますか？
A12	専門研修課程Ⅱを受けなければ更新できません。
Q13	登録番号と有効期間を教えてください。
A13	登録番号・有効期間は県にお問い合わせください。 ↓ 秋田県健康福祉部 長寿社会課 介護保険班 高橋主査 TEL 018-860-1363

介護支援専門員実務経験証明書

フリガナ	(姓)	(名)	生年月日
氏 名			昭和 平成 年 月 日
サービス種別			
介護支援専門員としての実務経験期間（管理者との兼務は実務経験に含める）	通算で、()年 ()ヶ月間		
管理者と兼務されている方は、管理者となった年月日	平成 年 月 日から管理者として兼務している。		
<p>(1) 上記の者は、平成 年 月 日から 当施設・事業所において管理者もしくは介護支援専門員として勤務していることを証明します。</p> <p>(2) 上記の者は、平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 以前 () において管理者 もしくは介護支援専門員として勤務していたことを証明します。</p> <p style="padding-left: 40px;">上記の者は、平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 以前 () において管理者 もしくは介護支援専門員として勤務していたことを証明します。</p> <p style="padding-left: 40px;">上記の者は、平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 以前 () において管理者 もしくは介護支援専門員として勤務していたことを証明します。</p> <p>平成 23年 月 日 公益財団法人 秋田県長寿社会振興財団理事長 様</p> <p>所在地</p> <p>施設・事業所名</p> <p>施設・事業者代表者氏名</p> <p>電話番号</p> <p>担当者氏名</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto; padding: 5px;"> 代表者 の職印 </div>			

- * 一部でも自書の箇所があると証明書としては無効となりますので、氏名を含めての全項目を所属長等証明権限の有する方がご記入ください。
- * 実務経験証明者と本人が同一の場合、管理者として兼務を始めた年月日も併せてご記入ください。
- * 記入漏れや不備・不明な箇所がある場合には、事務局より確認させていただき、必要に応じて書類の追加・再提出をしていただくことがあります。
- * 従事期間の通算となりますので満たない場合は、(2)に事業所ごとの勤務されていた事業所名と実務経験期を記入して、現事業所の証明権限の有する方が、以前の事業所勤務期間も併せて証明してください。

※受付整理番号

平成23年度秋田県介護支援専門員更新研修(実務経験者)受講申込書

平成23年度 秋田県介護支援専門員更新研修を受講したいので、関係書類を添えて申し込みします。

平成23年 月 日

受講者本人が記入してください(本書の記載事項をもとに受講決定通知・修了証明書を発行しますので正確にご記入ください。)

ふりがな	(姓)	(名)	性別	生年月日	昭和	年	月	日
※氏名			男・女		平成			
※自宅の電話番号もしくは携帯番号 (日中確実に連絡が取れる番号をご記入ください)			— —					
※自宅住所	〒 —							
※介護支援専門員登録番号					登録都道府県	秋田県 その他()		
※介護支援専門員登録年月日	平成 年 月 日			有効期満了日	平成 年 月 日			
※実務従事状況 (いずれかに○印を記してください)	1. 現在、介護支援専門員業務に従事している。 2. 現在、介護支援専門員業務に従事していないが、過去に、介護支援専門員業務に従事したことがある。 平成 年 月～平成 年 月 平成 年 月～平成 年 月 平成 年 月～平成 年 月 (直近の経験期間をご記入ください)				介護支援専門員 実務従事期間	年 月 施設 or 在宅		
※ 私は、介護支援専門員としての実務経験期間は上記の通りです <div style="text-align: center;">署名 (印)</div>								
※介護支援専門員としての実務に従事する予定				ある (月頃から)		なし		
※平成23年度に主任介護支援専門員研修を受講する予定				ある		なし		
現勤務先	名称				業種			
	所在地	〒 —						
	電話番号	— —		FAX番号	— —			
保有資格又は受験時の業務をご記入ください。() 例 看護師・保健師・社会福祉士・介護福祉士・相談員など介護支援専門員以外の資格をご記入ください。								
身体障害・妊娠等のため、受講時における配慮を希望される場合はご記入ください。				1. 不要 2. 必要(理由をご記入ください) ()				
受講決定通知書のご希望の送付先を選択してください。(記載ない場合は、勤務先にお送りいたします。)				自宅 勤務先 その他に送付希望の場合は住所をご記入ください ()				

【個人情報について】この申込書の情報は研修の目的を達成する範囲以外には使用しません。この研修の目的に沿い、介護の保険制度の円滑な運営のため、介護支援専門員更新研修の名簿登録・研修運営及び修了証明書発行業務以外の目的に使用することはありません。但し、研修修了者情報については秋田県に提供されますので、ご承知おきください。
(裏面につづく)

※ 次の研修の受講を希望します。(希望する研修に○を記入してください)

氏名				
更新研修前期 (専門研修課程Ⅰと同日)	1組目	平成23年 6月 1日(水) 6月 2日(木) 6月 3日(金) 6月16日(木) 6月17日(金) 6月18日(土)	選択科目①	
			選択科目②	
			選択科目③	
			選択科目④	
	2組目	平成23年 7月11日(月) 7月12日(火) 7月13日(水) 8月 5日(金) 8月 6日(土) 8月 7日(日)	選択科目①	
			選択科目②	
			選択科目③	
			選択科目④	

* 希望する組の中で、選択科目①～④(これらの中から3つ以上選択する)

* 選択科目については、、内で選択してください。(開催要綱のp2～p3を参照)

※ 次の研修の受講を希望します。(希望する研修を○で囲んでください)

更新研修後期 (専門研修課程Ⅱと同日)	1組目	平成23年 6月 7日(火) 6月 8日(水) 6月 9日(木)	居宅	予防プラン
				介護プラン
			施設	
	2組目	平成23年 8月19日(金) 8月20日(土) 8月21日(日)	居宅	予防プラン
			介護プラン	
		施設		

* 事例研究を行う場合、施設と居宅に分かれますので、希望する組の中で居宅か施設かを選択してください。さらに、居宅を選択した方は、提供事例を予防プランか介護プランかを選択してください。

申込先

〒010-1412 秋田市御所野下堤5丁目1-1
 公益財団法人 秋田県長寿社会振興財団(LL財団)
 介護支援専門員養成事業担当 山谷・船木
 TEL 018-829-3666
 Fax 018-829-2770
 メール ll@akita-longlife.com